

京 都 大 学 に お け る 課 及 び 課 長 等 の 配 置 基 準 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(兼務)</p> <p>9 共通事務部の部長、次長又は課長と部局事務部の事務長又は副事務長は、共通事務部の設置に伴って管理職が増大することを抑制しつつ、共通事務部と部局事務部との間における円滑で有効な連携体制を構築し、及びこれを維持発展させるために、その両方を兼ねることを原則とする。</p> <p>同様の観点から、4による部長及び5による課長の数と、7による事務長の数とが相違する場合で、共通事務部の部課長の数よりも部局事務部の事務長の数が増える場合において、共通事務部の課長を兼ねない事務長がある場合には、共通事務部の部長は当該事務長を共通事務部の部局担当課長として共通事務部に関与させるものとする。</p> <p>また、共通事務部の部課長の数よりも部局事務部の事務長の数が増える場合には、共通事務部に専任の課長を置く。</p> <p>10 (略)</p> <p>(専任の課長又は事務長)</p> <p>11 9の規定にかかわらず、共通事務部の部長及び課長並びに部局事務部の事務長及び課長のうち、当該組織において処理する事務の量、難易度等によって、その責任の度合いが重大となるものについては、専任の課長又は事務長を配置することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(兼務)</p> <p>9</p> <p>(同 左)</p> <p>10</p> <p>(専任の課長又は事務長)</p> <p>11 9の規定にかかわらず、共通事務部の部長及び課長並びに部局事務部の事務長及び課長のうち、当該組織において処理する事務の量、難易度等によって、その責任の度合いが重大となるものについては、専任の課長又は事務長を配置することができる。</p> <p><u>この場合において共通事務部の部長は、共通事務部と部局事務部との間における円滑で有効な連携体制を構築し、及びこれを維持発展させるために、当該事務長を共通事務部の部局担当課長として共通事務部に関与させることができるものとする。</u></p> <p>(実施期日)</p> <p>この基準は、平成25年5月28日から実施し、平成25年4月1日から適用する。</p>